

# 柏市水道部特定建設工事共同企業体取扱基準

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、本市水道部が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「企業体」とは、本市水道部が発注する工事であって、共同の施行を必要と認めるときに、工事ごとに結成する共同企業体という。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 企業体が発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、技術的な難度の高い工事であって、次に掲げる工事とする。

- (1) 設計金額がおおむね3億円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額がおおむね3億円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項の規定にかかわらず、工事の性格等に照らし、企業体による工事が効果的かつ円滑な施工を確保できると認める工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の要件)

第4条 企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）として登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値であって、制限付き一般競争入札の案件の公告の日において本市に登録されているものをいう。）が640点以上の者
- (2) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、当該許可を受けてから3年以上の営業実績がある者
- (3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事につ

いて元請として一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施行した経験がある者

(4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

(構成員数)

第5条 構成員数は、2社とする。ただし、特に大規模かつ技術的な難度の高い工事については、3社以上5社以内とすることができるものとする。

(運営形態)

第6条 企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施行する共同施工方式でなければならないものとする。

第7条 削除

(出資比率)

第8条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならないものとする。

2 構成員のうち最小の出資比率は、次の表の左欄に掲げる構成員数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる最小出資比率以上でなければならないものとする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合には、最小出資比率を変更することができるものとする。

構成員数	最小出資比率
2社	30パーセント
3社	20パーセント
4社	15パーセント
5社	10パーセント

(選定委員会の審査)

第9条 対象工事を企業体に発注しようとするときは、あらかじめ柏市水道部入札基準等選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、次に掲げる事項について審査を受けるものとする。

- (1) 企業体発注の適否
- (2) 構成員数
- (3) 代表者及び構成員の技術的要件等

(契約方法)

第10条 対象工事を企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施行中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施行中の企業体に新たに発注する必要があると認める工事であって、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

（入札参加資格審査申請等）

第11条 管理者は、企業体に発注しようとするときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項について公告等をし、原則として公告等をした日から起算して7日以内に、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に協定書、使用印鑑届、委任状等を添付させて資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 企業体の構成員の数、組合せ、代表者及び構成員の技術的要件等
- (6) その他必要と認められる事項

（入札参加資格審査）

第12条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査により適格と判断された者は、有資格業者として登録された者とみなすものとする。

（入札参加資格確認通知）

第13条 管理者は、入札参加資格審査を経て、一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

（有効期間）

第14条 企業体の有効期間は、本市水道部が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、契約企業体が本市水道部と契約を締結した日をもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事についてかし担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

第15条 削除

（共同施行の確保）

第16条 管理者は、必要に応じて契約企業体から提出された第11条の協定書に基づく構成員による共同施行が行われているかを調査するものとする。

2 前項の場合において、共同施行が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 管理者は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、指名停止等必要な手続を行うものとする。

(その他)

第17条 企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

(混合入札)

第17条の2 第3条の規定により企業体に発注することができる工事であっても単体で施工できる業者がいる場合にあっては、企業体と単体との混合での入札を行うことができる。

2 前項の混合での入札を行おうとするときは、当該入札の適否について、第9条の審査に合わせて審査を受けるものとする。

(補則)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。